

社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会
サロン活動支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域の住民やボランティア団体等が実施主体となって、住民の誰もが気軽に集まって交流を深めながら、健康づくり、仲間づくり、介護予防等を目的とした活動（以下「サロン活動」という。）に対し、その活動に係る費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の名称等)

第2条 助成金の名称及び助成金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(対象となる団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 常陸大宮市内に活動拠点を置き、福祉の向上を図ることを目的に活動している団体
- (2) 本会の活動に理解があり、本会が実施する事業等に協力が得られる団体
- (3) 当該年度に本会から他の助成金を受けていない団体
- (4) 営利又は特定の政治・宗教活動を目的としない団体

(対象となる活動)

第4条 助成金の交付の対象となるサロン活動は、次の各号のすべてに該当する活動とする。

- (1) 団体の自主的、主体的な活動
- (2) 広く地域住民に活動が周知され、誰もが参加できる活動
- (3) 定期的に年間6回以上実施し、1回の実施あたり概ね5名以上が参加する活動
- (4) 次に掲げる内容のいずれかを中心に実施されること
 - ①健康づくり活動・・・身体活動、運動、体操教室や食生活改善、保健指導等の講話等
 - ②介護予防活動・・・転倒予防、認知症予防、栄養改善、口腔機能向上等の講話や運動、レクリエーション等

(助成対象経費)

第5条 助成の対象とする経費は、サロン活動に必要な別表2に掲げる経費とする。ただし、社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に認めた場合は、この限りではない。

(助成金の財源)

第6条 助成金は、共同募金の配分金を財源とする。

(助成金の申請・交付)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、サロン活動実施計画書・予算書（様式第1号）に、当該団体がサロン活動を行う地域の本会支部長の承認を得て、サロン活動支援助成金交付請求書（様式第2号）と併せて会長に提出しなければならない。

2 会長は、申請があったときは、これを審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、助成

金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により団体に通知するものとする。

3 年度中途の申請は9月までとする。ただし、申請期限前に当該年度の予算の範囲を超えた時点で、申請の受付を終了する。

（実績報告）

第8条 団体は、助成事業が完了したときは、当該年度の3月末日又は事業終了から30日以内のいずれか早い日までに、サロン活動実施報告書・決算書（様式第4号）に助成金額分の領収書又はレシートの写しを添付し、会長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第9条 会長は、団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（1）虚偽の申請が判明したとき。

（2）助成金を目的外に使用したとき。

（3）団体が年度途中で解散等により存続しなくなったとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

助成金の名称	助成金の額
サロン活動支援助成金	当該年度の活動予定回数に応じ次のとおり交付する。 年間 1 2 回以上の活動予定の場合は 3 0, 0 0 0 円、年間 6 回以上 1 2 回未満の活動予定の場合は 1 8, 0 0 0 円を上限に交付する。

別表 2 (第 5 条関係)

(助成対象経費)

経費の種類	内 容
謝 金	研修会・講習会等に係る講師への謝金、交通費及び宿泊費等 ※講師が団体の会員の場合は対象外
旅費交通費	事業実施のためのレンタカー代、高速道路代、駐車場料金、助成対象団体の会員が参加する研修や講演会会場までの公共交通機関を利用した場合の実費等 サロン活動で、参加者が会場までの公共交通機関を利用した場合の実費 ※慰安目的の旅行や買物を目的とした事業は対象外
消耗品費	活動及び団体の運営に必要な消耗品(事務用品、清掃用品等)や材料代等
燃料費	活動先までの会員の自動車等に係る燃料費、活動に係る暖房器具の燃料代、環境美化活動等に係る機器の燃料代等 サロン活動で、参加者の自動車送迎に係る燃料費 ※暖房器具や機器の燃料費は、領収書を添付
食糧費	講師等の食糧費、活動の対象者(参加者)に対する必要不可欠と認められる食糧費や食材費、団体会員の活動中や活動終了後の休憩時における簡素な茶菓子・飲料代等
印刷製本費	団体の活動等を紹介する資料やチラシ、会議資料等の印刷費、写真のプリント代等
通信運搬費	団体の会員、対象者(参加者)との連絡に係る切手・はがき等の郵送料、活動に係る資器材等の運送料等 ※公私の区別が付きにくい電話、ファックス等の通信費は対象外
手数料	銀行振込手数料、クリーニング代等
委託料	事業実施時に必要な会場設営費や警備費等
使用料・賃借料	会議や活動の会場となる施設(水道光熱水費を含む)の使用料、音響機器やDVD等のレンタル代、事業実施のためのバスの借上料、物品の借上げ料等
教材費	活動に必要な書籍の購入、団体会員の資質向上のための参考書等

負担金	他の団体が実施する研修会、講習会等に、団体会員の資質向上を図ることを目的に参加する場合の受講料 ・ボランティア連絡協議会への負担金 ※スポーツ大会などの参加費は、対象外
保険料	活動に必要な保険の掛金等 ・ボランティア活動保険 ・ボランティア行事用保険